

石川県公安委員会告示第119号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、金沢駅西広場バス発着場の乗合自動車の停留所における一般貸切旅客自動車の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり公示する。

令和7年9月18日

石川県公安委員会

1 合意した者

- (1) 石川県
- (2) 金沢市
- (3) 石川県公安委員会
- (4) 石川運輸支局
- (5) 北陸鉄道株式会社
- (6) 西日本ジェイアールバス株式会社
- (7) 金沢駅バス停留所連絡協議会
幹事会社 株式会社丸一観光
- (8) 加越能バス株式会社

2 一般貸切旅客自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称

- (1) 一般貸切旅客自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称
金沢駅西広場バス発着場
- (2) 所在地
石川県金沢市広岡一丁目8先

3 2に停車又は駐車をする一般貸切旅客自動車の範囲

2に停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲は、次の

- (1)に掲げる運送事業者が、(2)に掲げる事業形態により行う(3)に掲げる事業の用に供するものとする。
- (1) 運送事業者
金沢市が2への発着を必要と認める事業に従事する一般貸切旅客自動車運送事業者
- (2) 事業形態
一般貸切旅客自動車運送事業
- (3) 事業
金沢市が2への発着を必要と認める事業（大規模運送ほか）

4 2における3の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項

2における3の停車又は駐車は、3に係る運行時間内に限るものとする。